

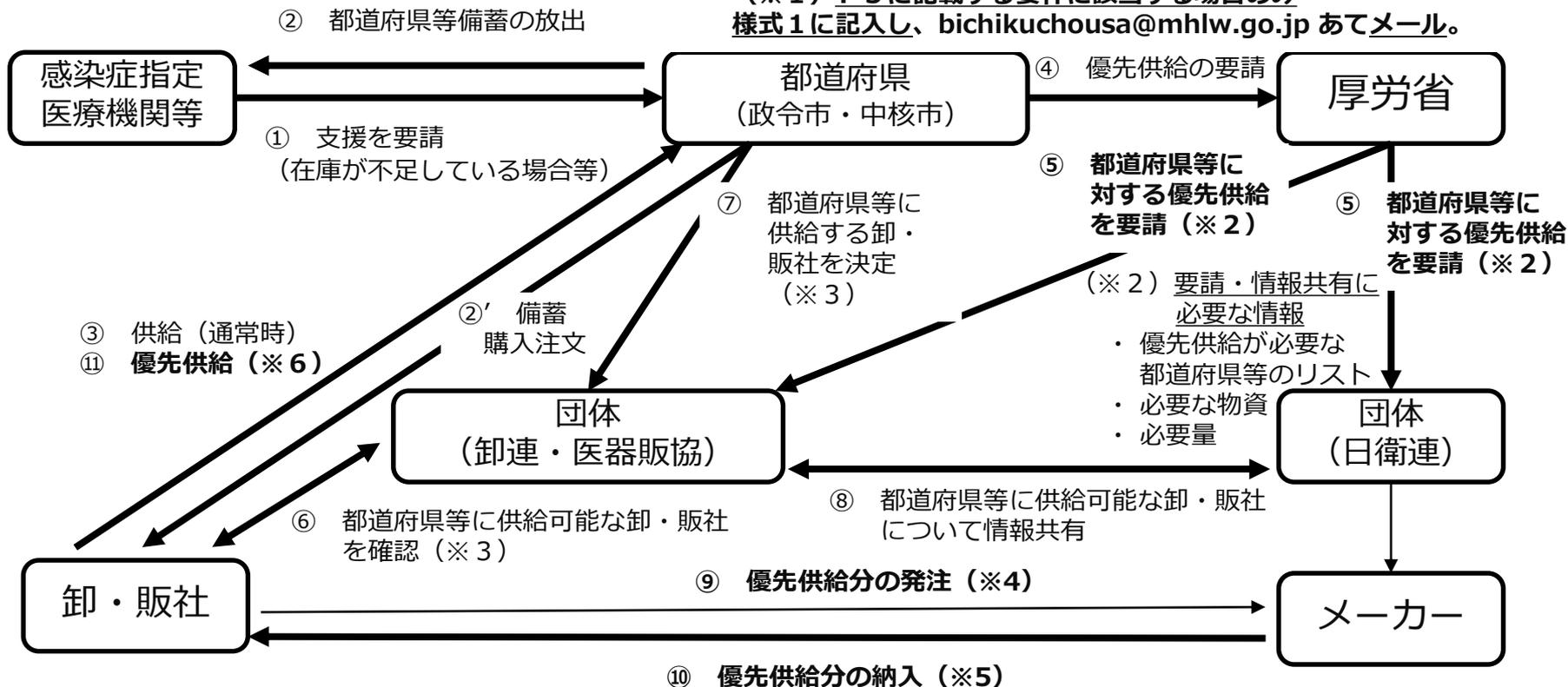
医療用マスクの安定供給スキーム～ルール①～

別添

- 都道府県、政令市、中核市は、**備蓄により、各管内医療機関の需要を賄うことを原則とする。**
- ただし、需要が多く、備蓄では需要を賄うことができない等、**一定の要件に該当する場合には、都道府県等は、厚労省に対して優先供給の要請を行うことができる。**

ルール①(都道府県等の備蓄の活用)

- ④ 医療用マスクの需要が多く、必要量を都道府県等備蓄により賄うことが困難な場合、当該都道府県等に対する優先供給を要請。
(※1) P3に記載する要件に該当する場合のみ
様式1に記入し、bichikuchousa@mhlw.go.jp あてメール。



(※3) 優先供給分を都道府県等に供給する卸・販社は、都道府県卸組合等を通じ、各卸・販社の優先供給が可能な量を確認し、都道府県において決定。

(※4) 卸・販社は、優先供給分について、通常取引を行っているメーカーに対して、必要量の納入を行うよう発注する。

(※5) メーカーは、卸・販社からの要請に基づき、優先供給分について必要量を納入するよう協力する。

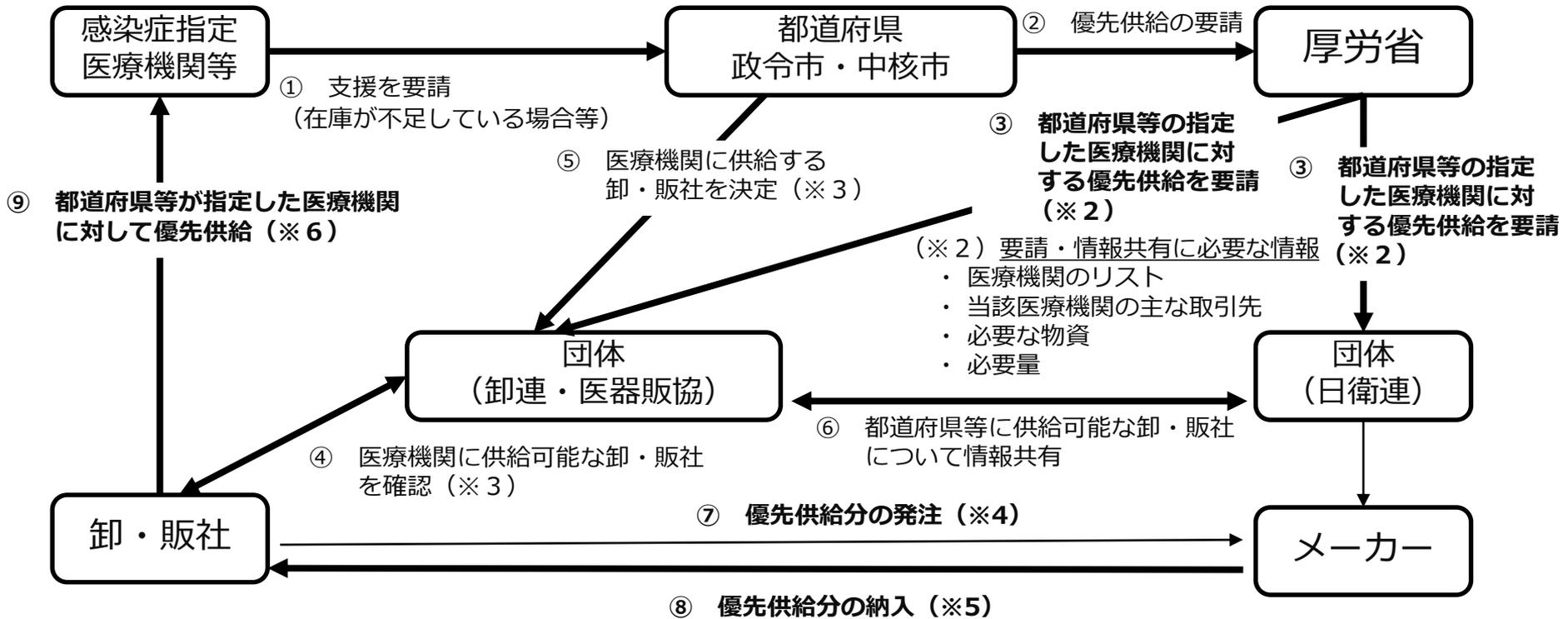
(※6) 製品により納入価格は異なる。返品は受け付けない。

医療用マスクの安定供給スキーム～ルール②～

○ 都道府県、政令市、中核市は、需要量の急増等により、各都道府県等の備蓄による対応が困難であり、緊急的に感染症指定医療機関等への供給が必要な場合は、都道府県等は、厚労省に対して優先供給の要請を行うことができる。（ルール①で対応困難な医療機関にのみ適用）

ルール②（指定する医療機関への優先供給）

② 必要量を都道府県等備蓄により賄うことが困難な医療機関（※1）に限り、優先供給を要請（医療機関を指定）
 （※1）P.3に記載する要件に該当する場合のみ
 様式2に記入し、bichikuchousa@mhlw.go.jp あてメール。



（※3）優先供給分を医療機関に供給する卸・販社は、都道府県卸組合等を通じ、各卸・販社の優先供給が可能な量を確認し、都道府県において決定。

（※4）卸・販社は、優先供給分について、通常取引を行っているメーカーに対して、必要量の納入を行うよう発注する。

（※5）メーカーは、卸・販社からの要請に基づき、優先供給分について必要量を納入するよう協力する。

（※6）製品により納入価格は異なる。返品は受け付けない。

優先供給の対象となる都道府県等及び医療機関の考え方

【ルール①を適用する際の要件】

- 当面の間、感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関を対象とする。
- 厚労省への優先的な供給の要請を行うことができる都道府県等は、（管内の医療機関で）新型コロナウイルス確定患者を受け入れており、かつ、備蓄量が以下の標準量を下回る都道府県等に限る。

サージカルマスク（※1）：40,000枚、N95マスク：10,000枚

【ルール②を適用する際の要件】

- ルール①を満たすこと。（ルール①で対応困難な医療機関にのみ適用）
- 在庫量が最低必要量を下回る医療機関であること。
- 都道府県等が保有する備蓄の放出を優先的に実施し、それでもなお最低必要量を確保することが困難な医療機関であること。

※ ルール①・②ともに、必要量は、標準量又は最低必要量を確保するために必要な分量を要求する。

対象医療機関の区分

対象医療機関の最低必要量(在庫量)

サージカルマスク（※1）

N95マスク

区分A 感染症病床数11床以上

10,000枚

3,200枚

区分B 感染症病床数6～10床

5,000枚

1,200枚

区分C 感染症病床数1～5床

3,000枚

800枚

（※1）手術用マスク及びN95マスクを除く医療用マスク